平成２２年（フ）第１３７６号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３―304号
債務者　林　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３９２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番19―502号
債務者　森　　友紀
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４３号
大阪市城東区今福東１丁目２番２―202号
債務者　亀井　洋貴
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４５号
大阪府豊中市上新田４丁目24番１―205号
債務者　田坂　郁枝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４７号
大阪府東大阪市森河内西２丁目38番25号
債務者　吉川　万貴
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５０号
大阪市東成区玉津３丁目６番９号
債務者　長原成弘こと　張　　成弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５７号
大阪府寝屋川市高宮２丁目７番26号
債務者　壽孝　真也
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６０号
大阪府豊中市箕輪２丁目４番３号
債務者　上田美和子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４４号
堺市南区庭代台１丁16番11号、前住所大阪府堺市南区茶山台２丁３番19―206号
債務者　西山　泰弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１０号
堺市中区深阪2454番地　グリシーヌ深阪201号、前住所大阪府東大阪市川中２番38号
債務者　北斗　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９７６号
堺市中区東山28番地１　東急ドエル・アルス泉北深井705号
債務者　デビットコーポレーション（ＢａｒＮｉｎｅｔｅｅｎ）こと　下村　幸司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９０号
大阪府松原市岡６丁目５番50―205号
債務者　小野　奈美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
大阪府富田林市寺池台１丁目15番214―201号
債務者　藤本加奈子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
堺市南区若松台２丁３番４―109号
債務者　小林　章子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟1144号室
債務者　エクセレントカンパニーこと　市野　征二
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
和歌山県御坊市野口1193番地４
債務者　太田　政彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第８８号
山口県山口市小郡下郷917―３　株式会社トエル内、住民票上の住所山口県長門市東深川943番地19
債務者　綿野　幸正
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部